

修学院小学校P T A 個人情報取扱規約

第1条（目的）

修学院小学校P T A（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員・委員名簿、会員名簿、行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース（以下「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第2条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、会長と会長が委任した者とする。

第4条（取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・委員長とする。

第5条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者および取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条（利用）

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の管理業務
- (2) 文書の送付
- (3) 役員・委員・会計監査・会員等の名簿の作成
- (4) 役員および委員等の選出

第7条（利用目的による制限）

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第8条（管理）

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第9条（保管および持ち出し等）

個人情報データベースを電子機器等で保管する場合や持ち出す場合は、適切に管理するものとする。

第10条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第11条（情報の開示等）

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第12条（漏えい時等の対応）

会員は、個人情報データベースを漏えい等（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第13条（取扱いの周知）

本会は役員・委員に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について周知するものとする。

第14条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第15条（改正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、代表委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規約を改定した場合は、会員へ周知するものとする。

令和4年9月3日制定

本規約は、令和4年11月6日より施行する